

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 24 年 12 月 18 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 17 日から 5 月 18 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、7 月 17 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項 (以下の 6 項目)」に関する検討結果 (又は検討状況) について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(平成 24 年 7 月 17 日)			検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)	
提案事項				
1	<p>適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること。</p> <p>【外国証券の取引に関する規則】</p>	⇒	<p>○見直しを行わないことを決定 (外国証券の取引等に関するワーキング・グループ)</p> <p>【検討の内容】 今回の見直し要望は、規則に定める要件を満たすまでの間、単純な情報提供行為まで禁止されるとの認識に基づくものであったが、ワーキングにおいて当該行為を禁止するものではない (単純な情報提供は可能である) 旨を事務局より明示した結果、規則の見直しは必要ないとの結論に至った。</p> <p>【今後の対応】 ワーキングにおいて明示した、該当規則に関する事務局の考え方を協会員通知により周知する。</p>	
2	<p>「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の施行を受け、過去に制定した暴力団排除に関する理事会決議の見直しを行うこと。</p> <p>【「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」(平成 3 年 11 月 20 日理事会決議)、「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」(平成 9 年 8 月 8 日理事会決議)】</p> <p>※平成 22 年 7 月から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されている。</p>	⇒	<p>○対応済 (反社情報の照会等の在り方に関する合同検討部会ワーキング・グループ)</p> <p>【対応の内容】 平成 24 年 12 月 31 日をもって「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」(平成 3 年 11 月 20 日理事会決議) 及び「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」(平成 9 年 8 月 8 日理事会決議) を廃止。</p>	
3	<p>アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合に、「生計を一にする家族又は同居している家族」の保有分も含めてアナリスト・レポート</p>	⇒	<p>△現在、検討中</p> <p>【今後の対応】 アナリスト・レポートの取扱いに関し、増資インサイ</p>	

「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(平成24年7月17日)	検討結果(又は検討状況) (○検討済、△検討中)
提案事項	
<p>に表示することになっているが、この点を改め、アナリストの家族の保有分については、アナリスト自身がその家族の投資判断に関与している場合に限定すること。</p> <p>【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(ガイドライン)】</p>	<p>ダー取引事案への対応として、ブラックアウト期間の運用について論点整理を行うこととしている。左記の提案内容は、増資インサイダー取引事案とは関係のないものであるが、アナリスト・レポートに関する事項であることから一括して議論し、平成25年3月を目途に結論を得る。</p>
<p>4 利益相反事項の開示方法として、レポートに記載する方法の代わりに、ホームページ上に利益相反事項を全て掲載した上でレポートにはリンク先のアドレスのみを示すなどの方法を選択することも可能であることを明記すること。</p> <p>【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(ガイドライン)】</p>	<p>同上</p>
<p>5 従業員持株会等の臨時拠出金について、株主割当有償増資(ライツオフアリングを含む。)の場合の上限(1会員1回につき100万円)を撤廃すること(法令改正要望含む)。</p> <p>【持株制度に関するガイドライン】</p>	<p>＜内閣府に規制改革要望を提出＞</p> <p>『国民の声』規制・制度改革についての集中受付に対し、証券評議会名にて規制改革要望を内閣府に提出(本年11月29日付)。</p> <p>【規制改革要望の内容】</p> <p>持株会の拠出上限額(一回当りの拠出金額が百万円未満)から、ライツイシューなど新株予約権の行使金額を除外することとする。</p> <p>【今後の検討の進め方】</p> <p>法令改正の実現を受け、必要に応じて、「持株制度に関するワーキング・グループ」においてガイドラインの改正を検討。</p>
<p>6 非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドラインを制定すること。</p> <p>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則等】</p>	<p>△現在、検討中</p> <p>【検討の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット証券会社における本人確認方法について」(平成17年4月 インターネット証券評議会作成)の改正について、同評議会及び下部ワーキング・グループにおいて検討中。 ・同評議会での検討結果については、自主規制企画分科会に報告する予定。

以上